

番 号 : 130774

国 名 : ブータン

担当部署 : 農村開発部水田地帯第二課

案件名 : 園芸作物研究開発・普及支援プロジェクト (園芸栽培振興)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 園芸栽培振興
- (2) 格 付 : 2号-3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2013年10月上旬から2014年3月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.50M/M、現地 5.00M/M、合計 5.50M/M
- (3) 業務日数 :

	準備期間	現地調査期間	整理期間
	5日	150日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 正1部、写4部
- (2) 見積書提出部数 : 正1部、写1部
- (3) 提出期限 : 8月28日(12時まで)
- (4) 提出場所 : 調達部受付 (JICA本部1F)

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針 :
 - 1) 業務方針の的確性 6点
 - 2) 業務方法の整合性、現実性等 12点
 - 3) 当該業務実施上のバックアップ体制 2点
 - (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - 1) 類似業務^{注1)}の経験 40点
 - 2) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域^{注2)}での業務経験 8点
 - 3) 語学力^{注3)} 16点
 - 4) その他学位、資格等 16点
- (計100点)

注1) 類似業務 : 園芸栽培 (冬野菜、常緑果樹、落葉果樹) の栽培指導に係る各種業務

注2) 対象国/類似地域 : ブータン/全世界 (本邦含む。)

注3) 語学の種類 : 英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : 特になし

6. 業務の背景

ブータンにおける農業分野は、同国の就業人口の59%を占め、GDPの14%を占める基幹産業であるが、国土の殆どを山岳地帯が占め (85%)、急峻な地形により耕作地及び作目が制限され、また、道路や市場等のインフラも未整備であるため、販売を主眼とした商業的農業は未だ主流ではない。農林省は農家の収入向上の手段の一つとして、果樹・野菜等の園芸作物・換金作物による商業的農業の振興を重要課題として位置付けているが、ブータンの地理的・地形的条件に適した園芸作物栽培の普及や商業化が進んでいないのが現状である。特に、東部地域は、西部地域に比べ相対的に開発が遅れており、自給自足的な農業が多く営まれている。

ブータン政府は、1964年以降長期にわたる農業分野の協力実績を有する我が国に対し、東部地

域の2県(モンガル・ルンツェ)を対象とした技術協力プロジェクト「東部2県生産技術開発・普及支援計画プロジェクト」(Agricultural Research and Extension Program; 以下、AREP)を要請し、JICAは2004年6月から2009年6月までの5年間、同プロジェクトを実施した。AREPでは、東部2県における水稲や園芸作物等の奨励品種の特定、技術マニュアル・普及教材の作成、カウンターパート(以下、C/P)への技術移転、県農業担当官や普及員の計画管理能力や園芸農業に関する知見の向上を図った。その結果、東部2県に適した梨、柿等の作物の園芸技術開発が進み、園芸作物振興の可能性が明らかとなった。また、AREPでは、普及員より研修を受けた農家が地域の中核的役割を果たし(以下、モデル農家)、モデル農家を介した周辺農家への波及効果も確認された。さらに園芸農業を広く普及するためには、普及員・モデル農家の増加・能力強化、農家への種子・種苗配布体制の充実、道路建設や灌漑施設等のインフラ整備等が必要であることが明らかとなった。

このような状況の中、AREPの成果を東部2県以外にも広げて実証し、園芸作物の振興を図り、農村の貧困削減に繋がる魅力ある農村づくりのため、ブータン政府より技術協力の要請が出された。これを受けJICAは、2010年3月から2015年3月(5年間)の予定で、農林省農業局の出先機関であるウェンカル再生可能天然資源研究開発センター(以下、ウェンカル研究開発センター、モンガル県)をC/P機関として、東部6県(11,300km²、人口19万人)を対象に技術協力プロジェクト「園芸作物研究開発・普及支援プロジェクト」(以下、プロジェクト)を実施中である。同プロジェクトには、長期専門家2名(チーフアドバイザー/園芸、業務調整/農民組織)(以下、プロジェクトチーム)に加え、毎年度、研修・普及分野の短期専門家が派遣され、2012年度からは虫害対策分野の短期専門家の派遣を行っている。

2012年10月に実施した中間レビューでは、プロジェクトで確立しつつある研究・普及モデル(気候条件に適した園芸作物を特定し、種苗提供を組み合わせることで集中的な研修を行うことにより、農家に同園芸作物を定着させる)が、実際に農家の収入向上につながっていることが確認された。一方で、プロジェクト進捗とともに裨益対象農家が増える中、交通インフラが不十分な東部6県の農家および普及員への栽培指導、モニタリング・フォローアップ体制を強化する必要がある。

7. 業務の内容

本業務は、プロジェクトチーム及びC/Pと協働で、プロジェクト終了後の更なる開発効果の発現を目指すため、普及員及び農家を対象に、現場レベルでの栽培指導及びモニタリング・フォローアップを通じて、園芸作物(果樹および冬野菜)に関する栽培振興を支援することを目的としている。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間(2013年10月上旬)

- 1) 既存・関連資料(関連報告書、実施運営総括表、研修教材等)の収集・整理・分析を行い、当該業務の実施に必要な情報を把握する。
- 2) 上記1)を踏まえ、現地派遣期間におけるワークプラン(和文・英文)を作成し、JICA農村開発部に提出・説明する。

(2) 現地派遣期間(2013年10月上旬～2014年3月上旬)

- 1) 現地業務の開始に当たり、ワークプランについてプロジェクトチーム、C/P機関及びJICAブータン事務所に説明し、内容の確認を行う。
- 2) ウェンカル研究開発センターで実施する、普及員および農家を対象とした研修に関し、プロジェクトチームおよびC/Pの活動を支援する。
- 3) 普及員と農家に対して、実地でのフォローアップとモニタリングを実施する。
- 4) 研修を受けた農家(モデル農家)からそれ以外の農家への普及活動を支援する。
- 5) 必要に応じ、普及員および農家向け指導教材・ハンドブック等を作成、更新する。
- 6) 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P機関及びJICAブータン事務所に提出・報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2014年3月中旬)

- 1) 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA農村開発部に提出・報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン

- ・和文3部 (JICAブータン事務所、JICA農村開発部、プロジェクトチーム)
- ・英文4部 (C/P機関、JICAブータン事務所、JICA農村開発部、プロジェクトチーム)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

(2) 現地業務結果報告書

- ・英文4部 (C/P機関、JICAブータン事務所、JICA農村開発部、プロジェクトチーム)

記載項目は以下のとおり。普及員および農家向け指導教材・ハンドブックの作成もしくは更新を行った場合は、同資料を参考資料として添付すること。

1) 業務の具体的内容

2) 業務の達成状況

(3) 専門家業務完了報告書

- ・和文3部 (JICAブータン事務所、JICA農村開発部、プロジェクトチーム)

記載項目は以下のとおり。

1) 業務の具体的内容

2) 業務の達成状況

3) 業務実施上遭遇した課題とその対処

4) プロジェクト実施上での残された課題

5) その他

体裁は簡易製本とし、あわせて電子データも提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ (見積書に計上して下さい)。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

1) 現地業務日程

現地派遣期間は2013年10月上旬～2014年3月上旬を予定しています。詳細な日程は、フライト状況および現地プロジェクトチームと協議して決定します。

2) 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです (本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています)。

- ・チーフアドバイザー/園芸 (長期派遣専門家)

- ・業務調整/農民組織 (長期派遣専門家)

3) 便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

① 空港送迎

あり

② 宿舍手配

あり

- ③ 車両借上げ
必要な移動に係る車両の提供（ただし宿舎からプロジェクト事務所への通勤は除く）
なお、農家への栽培指導に際しては徒歩巡回を行う可能性があります。
- ④ 通訳備上
なし
- ⑤ 現地日程のアレンジ
プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。
- ⑥ 執務スペースの提供
ウェンカル研究開発センター内プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供
（ネットは接続可能です）。

（２）参考資料

- 1) 本業務に関する以下の資料は当機構農村開発部水田地帯第二課（TEL:03-5226-8439）に連絡いただいた後、データで配布します。
 - ・プロジェクト中間レビュー報告書ドラフト
- 2) 本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。
 - ・プロジェクトホームページ（<http://www.jica.go.jp/project/bhutan/001/>）
 - ・プロジェクト詳細計画策定調査報告書
（<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000004243.html>）

（３）その他

業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます（冒頭留意事項参照）。以上